

施設管理に係る経費負担について

1 佐伯区図書館との経費負担区分

佐伯区民文化センターと、合築施設である佐伯区図書館は、電気、ガス、水道のメーターや建物全体にかかる施設・設備維持管理業務等を共通としていることから、佐伯区民文化センターの指定管理者が以下の負担割合の考え方にに基づき、図書館分の計算をし、預かり、支払い事務を行うこととする。この際、負担分の計算事務、預かり、支払い事務の人役等は、佐伯区民文化センターの指定管理者が負担する。

(1) 光熱水費

区分	区民文化セ	図書館	備考
電気、水道、ガス	○	○	全体の請求から喫茶店分を除いた額を面積按分 センター81.53%、図書館18.47% 喫茶分：電気及び水道は副メーターを設置。ガスは別メーターあり。

(2) 施設・設備維持管理業務費

管理業務費の佐伯区図書館との按分が必要な、以下の建物全体に係る業務（太線枠内）は、佐伯区民文化センター指定管理者、佐伯区図書館指定管理者及び管理業務再委託事業者による三者契約をしなければならない。なお、これらの業務を佐伯区民文化センターの指定管理者が自ら行うことは可能である。

	区民文化セ	図書館	備考
舞台機構保守点検業務（ホール、スタジオ）	○		
舞台音響設備保守点検（ホール、スタジオ）	○		
舞台照明設備保守点検（ホール、スタジオ）	○		
ホールピアノ調整及び調律	○		
スタジオピアノ・音楽室ピアノの調整及び調律	○		
エレベーター保守点検業務	○		
電気空調冷暖房電気設備保守管理業務	○	○	契約額を面積按分（センター 81.84%、図書館 18.16%）
空調自動制御機器保守点検業務	○	○	契約額を面積按分（センター 81.84%、図書館 18.16%）
冷温水発生機保守点検業務	○	○	契約額を面積按分（センター 81.84%、図書館 18.16%）
自動扉装置保守点検業務	○	○	契約額を按分（センター 69.06%、図書館 30.94%）
自家用電気工作物保安業務	○	○	契約額を面積按分（センター 81.84%、図書館 18.16%）
消防用設備等保守点検業務	○	○	契約額を面積按分（センター 81.84%、図書館 18.16%）
公共建築物劣化状況法定点検	○	○	契約額を面積按分（センター 81.84%、図書館 18.16%）
防火対象物定期点検	○	○	契約額を面積按分（センター 81.84%、図書館 18.16%）
清掃業務	○	○	契約額を面積按分（センター 81.53%、図書館 18.47%）
機械警備業務（自動警報装置）	○	○	契約額を面積按分（センター 81.84%、図書館 18.16%）
固形状一般廃棄物の処理及び運搬業務	○	○	契約額を面積按分（センター 81.53%、図書館 18.47%）
環境衛生管理業務	○	○	契約額を面積按分（センター 81.53%、図書館 18.47%）
建築物飲料水水質検査業務	○	○	契約額を面積按分（センター 81.53%、図書館 18.47%）
樹木管理業務	○	○	契約額を面積按分（センター 81.84%、図書館 18.16%）
大型・有害ごみ処理及び運搬業務			

秘密文書回収運搬業務			
再生品納入業務			

※ 大型・有害ごみ処理及び運搬業務、秘密文書回収運搬業務及び再生品納入業務については、処理量等により金額、回数等が変わるため、必要に応じ按分等を行い実施すること。

(3) 賃借料

賃借料の佐伯区図書館との按分が必要な、電話交換機借上げは、佐伯区区民文化センター指定管理者、佐伯区図書館指定管理者及びリース業者による三者契約をしなければならない。

区分	区民文化セ	図書館	備考
電話交換機	○	○	電話機の数で算出（センター 33台、図書館 5台）

(4) 修繕料

区 分	区民文化セ	図書館	備考
トイレ	○	○	契約額を面積按分（センター 81.53%、図書館 18.47%）
空調機・冷温水発生機関係	○	○	契約額を面積按分（センター 81.84%、図書館 18.16%）
その他修繕			該当する各委託業務の按分率に準ずる。

2 目的外使用許可部分の経費区分

佐伯区民文化センターには、広島市が建物使用について団体等へ目的外使用許可している部分がある。これに係る共益費は広島市が団体等へ直接請求し、収入とするが、佐伯区民文化センターの指定管理者は、これを一旦立替払いした後に、目的外使用許可分を計算し、広島市へ報告することとする。広島市はこの報告を受け、当該団体等へ請求し、広島市に納入させるものとする。

なお、この立替分の経費は、佐伯区民文化センターの指定管理者への管理経費の上限額に含んでいる。

〔令和6年度の目的外使用許可の状況〕

内容	階	使用面積	共 益 費				
			電気料	ガス料	上下水道料	清掃	警備
自動販売機 ホール西側（清涼飲料水缶）	1 階	1.33 m ²	○				
自動販売機 ロビー（左）（清涼飲料水缶）	1 階	1.33 m ²	○				
自動販売機 ロビー（中）（乳飲料紙パック）	1 階	1.01 m ²	○				
自動販売機 ロビー（右）（清涼飲料水缶）	1 階	1.13 m ²	○				
自動販売機 娯楽室前（清涼飲料水缶）	2 階	1.11 m ²	○				

経費の算出方法（目的外使用許可部分の実費請求の計算方法）

副メーターによる使用料按分、面積按分など広島市が定める方法により算出